

奥大山スキー場並びにエバーランド奥大山指定管理者募集要項 新旧対照表

新	旧
<p>4. 利用料金の取扱い等</p> <p>(1) 利用料金 利用者が支払う利用料金の収入は指定管理者自らの収入として収受するものとし利用料金収入により委託業務に要する経費を賄うものとする。</p> <p>(2) 利益還元金 利益還元金は請求しない。なお、赤字が生じた場合、町は補填しないものとする。</p> <p>(3) 納付金 奥大山スキー場等の土地、施設、設備等の使用料を毎年度町に納付すること。 その利用料額は別紙のとおりとする。</p> <p>(4) 指定管理料 エバーランド奥大山の施設管理費の一部を町から指定管理料として給付する。 その額は別紙のとおりとする。</p>	<p>4. 利用料金の取扱い等</p> <p>(1) 利用料金 利用者が支払う利用料金の収入は指定管理者自らの収入として収受するものとし利用料金収入により委託業務に要する経費を賄うものとする。 なお、町から指定管理者への指定管理料は支払わないものとする。</p> <p>(2) 利益還元金 利益還元金は請求しない。なお、赤字が生じた場合、町は補填しないものとする。</p> <p>(3) 納付金 奥大山スキー場等の土地、施設、設備等のうち、賃貸借料及び使用料相当額を毎年度町に納付すること。</p>